

栗橋ナーシングホーム翔裕園 介護相談センター

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 元気村
本部所在地	埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号
代表者名	理事長 神成 裕介
電話番号	048-544-0880

2. 事業所（居宅介護支援事業所）の概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	栗橋ナーシングホーム翔裕園 介護相談センター
所在地	埼玉県久喜市小右衛門951-1
サービス種類	指定居宅介護支援事業
介護保険指定番号	1171100090
電話番号	0480-55-2024
運営の方針	利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した支援の提供に努めます。 利用者は、複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます
サービス提供地域	久喜市(旧栗橋町地区)、加須市(旧大利根町地区)、幸手市、五霞町

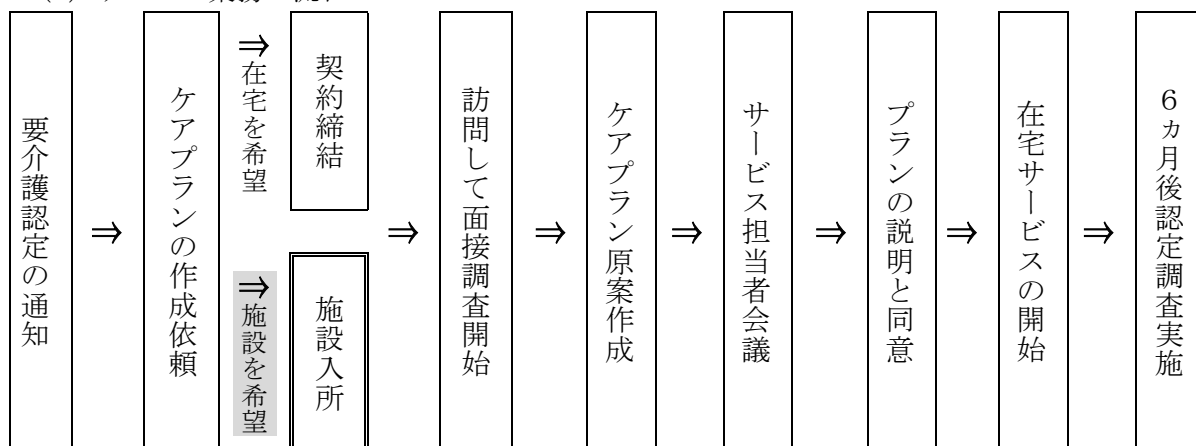
(2) 職員の体制

職種	資格	氏名	常勤	非常勤	業務内容
管理者兼介護支援専門員			1名	—	管理責任業務
介護支援専門員			1名	—	ケアプラン作成
介護支援専門員			1名	—	・計画の管理等

(3) 営業日および営業時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他、年末年始は休日	日曜日以外、祝祭日も営業	
	休	○	○	○	○	○	○	○			
営業時間	月曜日～土曜日								午前8時30分～午後5時30分		

(4) サービス業務の流れ



(5) 利用料

サービスの種類	介護度	基本利用料	単位	備考
ケアプラン作成費	要介護1・2	原則として無料です 11,316円	1ヶ月	保険料の滞納及び契約後のケアプランの作成途中で解約された場合は、介護度に応じて、左記の給付額を自己負担して頂きます。
	要介護3～5	14,702円 *要件を満たす場合に加算が付きます。	1ヶ月	

(6) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり100円を請求します。

(7) 苦情申し立て窓口

居宅介護事業に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情をお受けいたします。

窓口	利用時間	利用方法
栗橋ナーシングホーム翔裕園 介護相談センター	午前8時30分 ～午後5時30分	電話または当センターまで お越し下さい。 電話 0480-55-2024 担当 介護支援専門員
国民健康保険団体連合会	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時 (土日、祝日は除く)	埼玉県 048-824-2568 茨城県 029-301-1565
住所地の市町村 介護保険担当	午前8時30分 ～午後5時15分 (土日、祝日は除く)	久喜市 0480-22-1111 幸手市 0480-42-8444 加須市 0480-62-1111 五霞町 0280-84-1111

(8) 調査法等について

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更希望の方はお申し付け下さい
調査（課題の把握）の方法	全社協「居宅サービス計画ガイドライン」

(9) 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、市町村、利用者の家族等に連絡をいたします。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(10) 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(11) 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき従業者等の訓練を行います。

(12) 事業所の解約権

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。利用者またはその家族による事業所や担当職員に対する下記の行為により、信頼関係がなくなりサービスを継続することが困難と判断した場合には、利用を文書で通知し直ちにこの契約を解除します。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等の行為

3. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	② なし		

4. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、別紙のとおりである。 _